

○国海查 452 号通達改正 新旧表

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行	備 考
国海查第 452 号 (一部改正) 国海查第 247 号 (一部改正) 国海查第 489 号 (一部改正) 国海查第 363 号 (一部改正) 国海查第 394 号 令和 2 年 2 月 27 日	国海查第 452 号 (一部改正) 国海查第 247 号 (一部改正) 国海查第 489 号 (一部改正) 国海查第 363 号 <u>(新設)</u> 平成 30 年 1 月 25 日	表紙
特殊貨物船舶運送規則（以下「特貨則」という。）第 15 条の 2 の 3 及び 危険物船舶運送及び貯蔵規則（以下「危規則」という。）第 13 条で定める 固体貨物の性状及び積載の方法の確認（以下「性状・積載方法の確認」とい う。）は、以下のような流れとなります。	特殊貨物船舶運送規則（以下「特貨則」という。）第 15 条の 2 の 3 の固体 貨物の性状及び積載の方法の確認（以下「性状・積載方法の確認」という。） は、以下のような流れとなります。	1. 申請の流 れ:p1
固体ばら積み貨物査定検討 WG で事前査定	固体ばら積み貨物査定 WG で事前査定	1. 申請の流 れ:p1 申請フロー 中
ばら積み固体貨物確認書を交付	ばら積み固体貨物確認証を交付	1. 申請の流 れ:p1 申請フロー 中
(1) 特貨則第 15 条の 2 の 3 及び危規則第 13 条に基づき、次の各号に掲 げる物質は、申請を免除されます。	(1) 特貨則第 15 条の 2 の 3 の各号に掲げる物質は、申請を免除されます。	2. 除外物質 について:p1

<p>(2) 各号の告示には、対象となる物質の具体的品名のほか、特貨則第15条の3の2に基づき、当該品名ごとの積載の方法（運送要件）を掲載しています。告示には、<u>国際海上固体ばら積み貨物規則</u>（以下「IMSBCコード」という。）附属の個別スケジュール（以下「スケジュール」という。）において強制であることが明記されたもの*に限定して取り入れていますので、除外物質に該当するかどうかは、スケジュールの貨物の説明、貨物の性状等も参考にして判断することとなります。また、事前査定済みの物質については、事前査定により決定されたスケジュールを参考にして判断することとなります。</p>	<p>(2) 各号の告示には、対象となる物質の具体的品名のほか、特貨則第15条の3の2に基づき、当該品名ごとの積載の方法（運送要件）を掲載しています。告示には、<u>同コード附属の個別スケジュール</u>（以下「スケジュール」という。）において強制であることが明記されたもの*に限定して取り入れていますので、除外物質に該当するかどうかは、スケジュールの貨物の説明、貨物の性状等も参考にして判断することとなります。また、事前査定済みの物質については、事前査定により決定されたスケジュールを参考にして判断することとなります。</p>	<p>2. 除外物質について:p1-2</p>
<p>(2) <u>事前査定物質の個別スケジュールの審議結果</u>は当省ホームページに掲載していますので参考にして下さい。 http://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_fr8_000007.html</p>	<p>(2) 平成26年10月1日までに事前査定された物質は、品名及び積載の方法ともに同年12月31日までに関連告示に掲載します。なお、当該物質の事前査定の結果を当省ホームページ http://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_fr8_000007.htmlに掲載していますので参考にして下さい。</p>	<p>3. 事前査定済みの物質について:p2</p>
<p>(1) 事前査定済みとなれば、性状・積載方法の確認を申請することができます。特貨則の第2号の2様式を記載して、当該貨物の所在地を管轄する地方運輸局長（特貨則第1条の2をご参照）に提出します。 同一貨物が複数の所在地に存在する場合は、いずれかの所在地を管轄する地方運輸局長に提出して下さい。</p>	<p>(1) 事前査定済みとなれば、性状・積載方法の確認を申請することができます。特貨則の第2号の2様式を記載して、当該貨物の所在地を管轄する地方運輸局長（特貨則第1条の2をご参照）に提出します。 同一貨物が複数の場所に所在地に存在する場合は、いずれかの所在地を管轄する地方運輸局長に提出して下さい。</p>	<p>5. 申請書の提出について:p3</p>
<p>(2) 第2号の2様式の記載に当たっては、該当する物質について、<u>国土交通省HPの貨物の性質及び運送条件</u>（事前査定物質の個別スケジュール）に記載されているとおりに、申請書に記載して下さい。 http://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_fr8_000007.html</p>	<p>(2) 第2号の2様式の記載に当たっては、該当する物質について、<u>別添3の物質の性状及び積載の安全な方法</u>に記載されているとおりに、申請書に記載して下さい。</p>	<p>5. 申請書の提出について:p3</p>
<p>7. 事前査定により種別Cとされた貨物の関係国への通知について（輸出貨物に限る。） 除外物質に該当しない物質（本邦内の地で船積みするものに限る。）に</p>	<p>7. 事前査定により種別Cとされた貨物の関係国への通知について（輸出貨物に限る。） 除外物質に該当しない物質（本邦内の地で船積みするものに限る。）につ</p>	<p>7. 事前査定により種別Cとされた貨物の関係国への通知について（輸出貨物に限る。）</p>

<p>について、事前査定により種別Cとされた貨物であって海外に輸出するものについては、IMSBCコードの規定により、当該貨物の性状及び運送要件について陸揚げ国及び旗国に通知することが求められています。この通知は、申請（別添9の様式）に基づき交付する英文証明書（別添10）を添付の上、荷送人が行うこととなります。申請の際には、当省ホームページに掲載する様式を活用して下さい。</p> <p>http://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_fr8_000007.html</p>	<p>いて、事前査定により種別Cとされた貨物であって海外に輸出するものについては、IMSBCコードの規定により、当該貨物の性状及び運送要件について陸揚げ国及び旗国に通知することが求められています。この通知は、申請（別添9の様式）に基づき交付する英文証明書（別添10）を添付の上、荷送人が行うこととなります。申請の際には、当省ホームページに掲載する様式を活用して下さい。</p> <p>http://www.mlit.go.jp/maritime/safetyenv/kotaishinsa/kotaishinsastop.html</p>	<p>通知について (輸出貨物に 限る。) :p3</p>
<p>(2) 承認書の有効期間は、5年間です。</p> <p>(1) 手順書の承認を受けようとする場合は、水分管理手順書承認申請書（特貨則第2号の6様式）に必要事項を記載して、下部余白に手数料を貼付の上、手順書2部、水分値の管理者及び関係者に関する教育・訓練又は研修の記録及びプログラムの詳細並びに定期的な教育・訓練又は研修の年間計画表とともに液状化物質の所在地を管轄する地方運輸局長等に提出して下さい。（対象貨物を国際輸送する場合は、各欄を和英併記で記載して下さい。）</p> <p>なお、試料採取及び水分測定に関する手順の承認を受ける場合は、上記に加えて試料採取者及び水分測定者についての教育・訓練又は研修の記録及びプログラムの詳細並びに定期的な教育・訓練又は研修の年間計画表も添付して下さい。</p> <p>教育・訓練又は研修について登録検査機関が実施する研修を受講することにより教育・訓練又は研修に替える場合は、その旨を年間計画表に記載した上、受講記録（申請前1年内のものに限る。）の写しを提出してください。</p>	<p>(2) 承認書の有効期間は、5年間です。<u>有効期間満了時には、更新の手続きを行って下さい。</u></p> <p>(1) 手順書の承認を受けようとする場合は、水分管理手順書承認申請書（特貨則第二号の六様式）に必要事項を記載して、手順書2部とともに液状化物質の所在地を管轄する地方運輸局長等に提出して下さい。（対象貨物を国際輸送する場合は、各欄を和英併記で記載して下さい。）</p> <p>なお、試料採取及び水分測定に関する手順の承認を受けようとする場合、試料採取者及び水分測定者について、教育・訓練の記録及びそれぞれのプログラムの詳細を添付して下さい。（登録検査機関が実施する研修を受講することにより教育・訓練に替える場合は、受講記録（申請前1年内のものに限る。）の提出のみで差し支えありません。）</p> <p>また、更新のための申請の場合は、教育・訓練の記録等に加え、水分測定の実績（前回検認時等に提出した以降のもの）及び申請前1ヶ月間に発行した水分測定表の写し並びに直近の内部監査の記録を提出して下さい。（なお、登録検査機関が実施する研修を受講することにより教育・訓練に替える場合は、試料採取者及び水分測定者の業務実績が確認できる場合に限り、登録検査機関が実施する座学研修の受講のみでも差し支えありません。）</p>	<p>2. 手順書の承認について:p4</p> <p>3. 承認申請の手続き等について:p4-5</p>

(削る)	(3) 承認書の有効期間満了に伴う更新の手続きは、有効期間満了日の3ヶ月前から手続き可能です。(1)に準じて手続きして下さい。 なお、有効期間満了の日を経過した場合であっても更新は可能ですが、この場合、有効期間が5年より短くなります。 ※ 承認書の有効期間は、最初の承認の際に決定する「基準日」を起算日として取り扱います。決定した「基準日」は、更新手続きにおいても変更されることはありません。	3. 承認申請の手続き等について:p5
(3) 検認の時期は、承認書交付後2回目及び4回目の基準日の前3ヶ月(始期)及び後3ヶ月(終期)の間(6ヶ月間)です。別添14の申請書とともに、承認書、手順書及び承認された手順に係る内部監査の記録(写し)、荷送人が水分測定を行っている場合は、水分測定の実績(前回検認時等に提出した以降のもの)及び申請前1ヶ月間に発行した水分測定表の写しを液状化物質の所在地を管轄する地方運輸局長等に提出して下さい。 手順が適切に実行されていることが確認出来ましたら承認書裏面に検認実施の旨を裏書きします。	(4) 検認の時期は、承認書交付後2回目及び4回目の基準日の前3ヶ月(始期)及び後3ヶ月(終期)の間(6ヶ月間)です。別添14の申請書とともに、承認書、手順書及び承認された手順に係る内部監査の記録(写し)、荷送人が水分測定を行っている場合は、水分測定の実績(前回検認時等に提出した以降のもの)及び申請前1ヶ月間に発行した水分測定表の写しを液状化物質の所在地を管轄する地方運輸局長等に提出して下さい。 手順が適切に実行されていることが確認出来ましたら承認書裏面に検認実施の旨を裏書きします。	3. 承認申請の手続き等について:p5
(4) 手順書の内容に変更が生じた場合、原則として、新たに承認申請を提出して下さい。なお、住所、電話番号、又は、所属部署名の変更、試料採取者や水分測定者の変更等、各手順に関し直接影響を及ぼさない事項の変更は、手引書中「変更の記録欄」への記載のみとして差し支えありません。(試料採取者や水分測定者の変更の場合、後任者は、承認された手順書に従い適切な教育・訓練又は研修を受けた者に限ります。)また、上記変更により承認書の記載内容の変更が必要な場合は、記載事項の変更願いにより申請して下さい。	(5) 手順書の内容に変更が生じた場合、原則として、新たに承認申請を提出して下さい。なお、住所、電話番号、又は、所属部署名の変更、試料採取者や水分測定者の変更等、各手順に関し直接影響を及ぼさない事項の変更は、手引書中「変更の記録欄」への記載のみとして差し支えありません。(試料採取者や水分測定者の変更の場合、後任者は、承認された手順書に従い適切な教育・訓練を受けた者に限ります。)	3. 承認申請の手続き等について:p5
(削る)	(3) 教育・訓練 試料採取及び水分測定に関する手順の承認を受けようとする場合、試料採取者及び水分測定者に対する定期的な教育・訓練の年間計画表及びプログラムの詳細を添付して下さい。なお、登録検査機関が実施する研修を受講することにより教育・訓練に替える場合、その旨を記載して下さい。	4. 手順書の様式及び記載事項等について:p7

<p>(3) その他 本邦外へ運送を行う物質に係る手順書の場合、和英併記で記載して下さい。</p>	<p>(4) その他 本邦外へ運送を行う物質に係る手順書の場合、和英併記で記載して下さい。</p>	<p>4. 手順書の様式及び記載事項等について:p7</p>
<p>③ 「地方運輸局長の指示するところにより」の解釈 スケジュールでは、以下に掲げる物質について、所管官庁が発行する証書を荷送人が船長に提出することなどを求めており、告示には「地方運輸局長の指示」するところにより、書面の提出、船長による保有又は要件への適合の確認を行うことを要件として記載しています。「地方運輸局長の指示」の運用については、荷送人が発行する書面を船長に提出、又は船長が当該書面を有することとし、要件への適合の確認は船長が実施することとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) シードケーキ(b)UN1386 危険物告示第7号 (船長による油分及び水分値に関する書面の所有) 2) シードケーキUN2217 危険物告示第7号 (船長による油分及び水分値に関する書面の所有) 3) 魚粉 危険物告示第10号 (貨物の情報の荷送人から船長への提出) 4) チャコール MHB告示第9号 (船積みの要件への適合を示す書面の保有) 5) 還元鉄 (B) MHB告示第20号 (貨物の養生に関する書面の保有) 第29号 (要件への適合の出港前の確認) 6) 還元鉄 (C) MHB告示第16号 (要件への適合の船積み後の確認) 第17号 (貨物の養生に関する書面の保有) <p>これら貨物の運送においては、<u>IMSCBコード付則1の固体ばら積み貨物の個別スケジュール</u>の記載事項に従って運送して下さい。</p>	<p>③ 「地方運輸局長の指示するところにより」の解釈 スケジュールでは、以下に掲げる物質について、所管官庁が発行する証書を荷送人が船長に提出することなどを求めており、告示には「地方運輸局長の指示」するところにより、書面の提出、船長による保有又は要件への適合の確認を行うことを要件として記載しています。「地方運輸局長の指示」の運用については、荷送人が発行する書面を船長に提出、又は船長が当該書面を有することとし、要件への適合の確認は船長が実施することとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) シードケーキ(b)UN1386 危険物告示第7号 (船長による油分及び水分値に関する書面の所有) 2) シードケーキUN2217 危険物告示第7号 (船長による油分及び水分値に関する書面の所有) 3) 魚粉 危険物告示第10号 (貨物の情報の荷送人から船長への提出) 4) チャコール MHB告示第9号 (船積みの要件への適合を示す書面の保有) 5) 還元鉄 (B) MHB告示第20号 (貨物の養生に関する書面の保有) 第29号 (要件への適合の出港前の確認) 6) 還元鉄 (C) MHB告示第16号 (要件への適合の船積み後の確認) 第17号 (貨物の養生に関する書面の保有) <p>これら貨物の運送においては、<u>性状及び積載の安全な方法 (別添3)</u>の記載事項に従って運送して下さい。</p>	<p>2. 告示における運送要件の解釈等について:p9</p>

2. 試料採取者/the list of persons responsible for sampling		2. 試料採取者/the list of persons responsible for sampling		別添15 水分管理手順書の記載例(その1) 第2章 試料採取手順 書:p48
採取者の詳細 identify persons responsible for sampling	所属:●●製鋼(株) ●●事業所 ●●部●● グループ 氏名:△△ △△ 経験年数:15年 教育・訓練又は研修の履歴:別紙1-1のとおり	採取者の詳細 identify persons responsible for sampling	所属:●●製鋼(株) ●●事業所 ●●部●● グループ 氏名:△△ △△ 経験年数:15年 研修又は訓練の履歴:別紙1-1のとおり	
監督者の詳細 identify technical supervisor	所属:●●製鋼(株) ●●事業所 ●●部●● グループ 氏名:■■ ■■ 経験年数:30年 教育・訓練又は研修の履歴:別紙1-1のとおり	監督者の詳細 identify technical supervisor	所属:●●製鋼(株) ●●事業所 ●●部●● グループ 氏名:■■ ■■ 経験年数:30年 研修又は訓練の履歴:別紙1-1のとおり	
5. 記録の保管等/keeping of records			5. 記録の保管等/keeping of records	
<p>液状化物質の所在地を管轄する地方運輸局長の要求に応じ提出できるよう、次の記録を保管し管理する。</p> <p>Records of the following activities addressed in the procedure for testing shall be kept and made available to the competent authority of the port of loading upon request:</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>教育・訓練又は研修の記録</u> Training 			<p>液状化物質の所在地を管轄する地方運輸局長の要求に応じ提出できるよう、次の記録を保管し管理する。</p> <p>Records of the following activities addressed in the procedure for testing shall be kept and made available to the competent authority of the port of loading upon request:</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>訓練又は研修の記録</u> Training 	
2. 水分測定者/the list of persons responsible for testing		2. 水分測定者/the list of persons responsible for testing		
測定者の詳細 identify persons responsible for testing	所属:●●製鋼(株) ●●事業所 ●●部●● グループ 氏名:△△ △△ 経験年数:15年 教育・訓練又は研修の履歴:別紙1-1のとおり	測定者の詳細 identify persons responsible for testing	所属:●●製鋼(株) ●●事業所 ●●部●● グループ 氏名:△△ △△ 経験年数:15年 研修又は訓練の履歴:別紙1-1のとおり	別添15 水分管理手順書の記載例(その1) 第2章 水分測定手順 書:p54

<p>監督者の詳細 identify technical supervisor</p> <p>所属: ●●製鋼(株) ●●事業所 ●●部●● グループ</p> <p>氏名: ■■ ■■</p> <p>経験年数: 30年</p> <p>教育・訓練又は研修の履歴: 別紙1-1のとおり</p>	<p>監督者の詳細 identify technical supervisor</p> <p>所属: ●●製鋼(株) ●●事業所 ●●部●● グループ</p> <p>氏名: ■■ ■■</p> <p>経験年数: 30年</p> <p>研修又は訓練の履歴: 別紙1-1のとおり</p>	
<p>6. 記録の保管等/keeping of records</p> <p>液状化物質の所在地を管轄する地方運輸局長の要求に応じ提出できるよう、次の記録を保管し管理する。</p> <p>Records of the following activities addressed in the procedure for testing shall be kept and made available to the competent authority of the port of loading upon request:</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>教育・訓練又は研修の記録</u> Training 	<p>6. 記録の保管等/keeping of records</p> <p>液状化物質の所在地を管轄する地方運輸局長の要求に応じ提出できるよう、次の記録を保管し管理する。</p> <p>Records of the following activities addressed in the procedure for testing shall be kept and made available to the competent authority of the port of loading upon request:</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>訓練又は研修の記録</u> Training 	<p>別添15 水分管理手順書の記載例 (その1) 第3章 水分測定手順 書:p56</p>
<p>7. 水分値の管理者及び関係者に関する<u>教育・訓練又は研修</u>/training of person concerned for controlling moisture content</p>	<p>7. 水分値の管理者及び関係者に関する<u>教育訓練</u>/training of person concerned for controlling moisture content</p>	<p>別添15 水分管理手順書の記載例 (その1) 第4章 液状化物質を管理するための手順書:p61</p>
<p>9. 記録の保管等/keeping records for controlling the moisture content</p> <p>液状化物質の所在地を管轄する地方運輸局長の要求に応じ提出できるよう、次の記録を保管し管理する。</p> <p>Records of the following activities addressed in the procedure for</p>	<p>9. 記録の保管等/keeping records for controlling the moisture content</p> <p>液状化物質の所在地を管轄する地方運輸局長の要求に応じ提出できるよう、次の記録を保管し管理する。</p> <p>Records of the following activities addressed in the procedure for</p>	<p>別添15 水分管理手順書の記載例 (その1) 第4章 液状化物質を管理</p>

<p>testing shall be kept and made available to the competent authority of the port of loading upon request:</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>教育・訓練又は研修の記録</u> <p>Training</p>	<p>testing shall be kept and made available to the competent authority of the port of loading upon request:</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>訓練又は研修の記録</u> <p>Training</p>	<p>するための手順書:p61</p>								
<p>2. 試料採取者／the list of persons responsible for sampling</p> <table border="1" data-bbox="224 436 999 722"> <tr> <td data-bbox="224 436 483 579">採取者の詳細 identify persons responsible for sampling</td><td data-bbox="483 436 999 579">所属： 氏名： 経験年数： 教育・訓練又は研修の履歴：</td></tr> <tr> <td data-bbox="224 579 483 722">監督者の詳細 identify technical supervisor</td><td data-bbox="483 579 999 722">所属： 氏名： 経験年数： 教育・訓練又は研修の履歴：</td></tr> </table>	採取者の詳細 identify persons responsible for sampling	所属： 氏名： 経験年数： 教育・訓練又は研修の履歴：	監督者の詳細 identify technical supervisor	所属： 氏名： 経験年数： 教育・訓練又は研修の履歴：	<p>2. 試料採取者／the list of persons responsible for sampling</p> <table border="1" data-bbox="1078 436 1853 722"> <tr> <td data-bbox="1078 436 1336 579">採取者の詳細 identify persons responsible for sampling</td><td data-bbox="1336 436 1853 579">所属： 氏名： 経験年数： 研修又は訓練の履歴：</td></tr> <tr> <td data-bbox="1078 579 1336 722">監督者の詳細 identify technical supervisor</td><td data-bbox="1336 579 1853 722">所属： 氏名： 経験年数： 研修又は訓練の履歴：</td></tr> </table>	採取者の詳細 identify persons responsible for sampling	所属： 氏名： 経験年数： 研修又は訓練の履歴：	監督者の詳細 identify technical supervisor	所属： 氏名： 経験年数： 研修又は訓練の履歴：	<p>別添15 水分管理手順書の記載例(その2) 第2章 試料採取手順書:p71</p>
採取者の詳細 identify persons responsible for sampling	所属： 氏名： 経験年数： 教育・訓練又は研修の履歴：									
監督者の詳細 identify technical supervisor	所属： 氏名： 経験年数： 教育・訓練又は研修の履歴：									
採取者の詳細 identify persons responsible for sampling	所属： 氏名： 経験年数： 研修又は訓練の履歴：									
監督者の詳細 identify technical supervisor	所属： 氏名： 経験年数： 研修又は訓練の履歴：									
<p>2. 水分測定者／the list of persons responsible for testing</p> <table border="1" data-bbox="224 770 999 1056"> <tr> <td data-bbox="224 770 483 913">測定者の詳細 identify persons responsible for testing</td><td data-bbox="483 770 999 913">所属： 氏名： 経験年数： 教育・訓練又は研修の履歴：</td></tr> <tr> <td data-bbox="224 913 483 1056">監督者の詳細 identify technical supervisor</td><td data-bbox="483 913 999 1056">所属： 氏名： 経験年数： 教育・訓練又は研修の履歴：</td></tr> </table>	測定者の詳細 identify persons responsible for testing	所属： 氏名： 経験年数： 教育・訓練又は研修の履歴：	監督者の詳細 identify technical supervisor	所属： 氏名： 経験年数： 教育・訓練又は研修の履歴：	<p>2. 水分測定者／the list of persons responsible for testing</p> <table border="1" data-bbox="1078 770 1853 1056"> <tr> <td data-bbox="1078 770 1336 913">測定者の詳細 identify persons responsible for testing</td><td data-bbox="1336 770 1853 913">所属： 氏名： 経験年数： 研修又は訓練の履歴：</td></tr> <tr> <td data-bbox="1078 913 1336 1056">監督者の詳細 identify technical supervisor</td><td data-bbox="1336 913 1853 1056">所属： 氏名： 経験年数： 研修又は訓練の履歴：</td></tr> </table>	測定者の詳細 identify persons responsible for testing	所属： 氏名： 経験年数： 研修又は訓練の履歴：	監督者の詳細 identify technical supervisor	所属： 氏名： 経験年数： 研修又は訓練の履歴：	<p>別添15水分管理手順書の記載例(その2) 第2章 水分測定手順書:p74</p>
測定者の詳細 identify persons responsible for testing	所属： 氏名： 経験年数： 教育・訓練又は研修の履歴：									
監督者の詳細 identify technical supervisor	所属： 氏名： 経験年数： 教育・訓練又は研修の履歴：									
測定者の詳細 identify persons responsible for testing	所属： 氏名： 経験年数： 研修又は訓練の履歴：									
監督者の詳細 identify technical supervisor	所属： 氏名： 経験年数： 研修又は訓練の履歴：									
<p>7. 水分値の管理者及び関係者に関する<u>教育・訓練又は研修</u>／training of person concerned for controlling moisture content</p>	<p>7. 水分値の管理者及び関係者に関する<u>教育訓練</u>／training of person concerned for controlling moisture content</p>	<p>別添15水分管理手順書の記載例(その2) 第4章 液状化物質を管理するための手順書:p79</p>								

9. 記録の保管等／keeping records for controlling the moisture content 液状化物質の所在地を管轄する地方運輸局長の要求に応じ提出できるよう、次の記録を保管し管理する。 Records of the following activities addressed in the procedure for testing shall be kept and made available to the competent authority of the port of loading upon request: ・教育・訓練又は研修の記録 Training	9. 記録の保管等／keeping records for controlling the moisture content 液状化物質の所在地を管轄する地方運輸局長の要求に応じ提出できるよう、次の記録を保管し管理する。 Records of the following activities addressed in the procedure for testing shall be kept and made available to the competent authority of the port of loading upon request: ・訓練又は研修の記録 Training	別添1 5水分管理手順書の記載例(その2) 第4章 液状化物質を管理するための手順書:p79								
2. 試料採取者／the list of persons responsible for sampling <table border="1"> <tr> <td>採取者の詳細 identify persons responsible for sampling</td> <td>所属： 氏名： 経験年数： 教育・訓練又は研修の履歴：</td> </tr> <tr> <td>監督者の詳細 identify technical supervisor</td> <td>所属： 氏名： 経験年数： 教育・訓練又は研修の履歴：</td> </tr> </table>	採取者の詳細 identify persons responsible for sampling	所属： 氏名： 経験年数： 教育・訓練又は研修の履歴：	監督者の詳細 identify technical supervisor	所属： 氏名： 経験年数： 教育・訓練又は研修の履歴：	2. 試料採取者／the list of persons responsible for sampling <table border="1"> <tr> <td>採取者の詳細 identify persons responsible for sampling</td> <td>所属： 氏名： 経験年数： 研修又は訓練の履歴：</td> </tr> <tr> <td>監督者の詳細 identify technical supervisor</td> <td>所属： 氏名： 経験年数： 研修又は訓練の履歴：</td> </tr> </table>	採取者の詳細 identify persons responsible for sampling	所属： 氏名： 経験年数： 研修又は訓練の履歴：	監督者の詳細 identify technical supervisor	所属： 氏名： 経験年数： 研修又は訓練の履歴：	参考1 第2章 試料採取手順書:p89
採取者の詳細 identify persons responsible for sampling	所属： 氏名： 経験年数： 教育・訓練又は研修の履歴：									
監督者の詳細 identify technical supervisor	所属： 氏名： 経験年数： 教育・訓練又は研修の履歴：									
採取者の詳細 identify persons responsible for sampling	所属： 氏名： 経験年数： 研修又は訓練の履歴：									
監督者の詳細 identify technical supervisor	所属： 氏名： 経験年数： 研修又は訓練の履歴：									
5. 記録の保管等／keeping of records 液状化物質の所在地を管轄する地方運輸局長の要求に応じ提出できるよう、次の記録を保管し管理する。 Records of the following activities addressed in the procedure for	5. 記録の保管等／keeping of records 液状化物質の所在地を管轄する地方運輸局長の要求に応じ提出できるよう、次の記録を保管し管理する。 Records of the following activities addressed in the procedure for	参考1 第2章 試料採取手順書:p90								

<p>testing shall be kept and made available to the competent authority of the port of loading upon request:</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>教育・訓練又は研修の記録</u> <p>Training</p>	<p>testing shall be kept and made available to the competent authority of the port of loading upon request:</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>訓練又は研修の記録</u> <p>Training</p>									
<p>2. 水分測定者／the list of persons responsible for testing</p> <table border="1" data-bbox="226 441 1002 722"> <tr> <td data-bbox="226 441 489 573">測定者の詳細 identify persons responsible for testing</td><td data-bbox="489 441 1002 573">所属： 氏名： 経験年数： 教育・訓練又は研修の履歴：</td></tr> <tr> <td data-bbox="226 573 489 722">監督者の詳細 identify technical supervisor</td><td data-bbox="489 573 1002 722">所属： 氏名： 経験年数： 教育・訓練又は研修の履歴：</td></tr> </table>	測定者の詳細 identify persons responsible for testing	所属： 氏名： 経験年数： 教育・訓練又は研修の履歴：	監督者の詳細 identify technical supervisor	所属： 氏名： 経験年数： 教育・訓練又は研修の履歴：	<p>2. 水分測定者／the list of persons responsible for testing</p> <table border="1" data-bbox="1092 441 1867 722"> <tr> <td data-bbox="1092 441 1354 573">測定者の詳細 identify persons responsible for testing</td><td data-bbox="1354 441 1867 573">所属： 氏名： 経験年数： 研修又は訓練の履歴：</td></tr> <tr> <td data-bbox="1092 573 1354 722">監督者の詳細 identify technical supervisor</td><td data-bbox="1354 573 1867 722">所属： 氏名： 経験年数： 研修又は訓練の履歴：</td></tr> </table>	測定者の詳細 identify persons responsible for testing	所属： 氏名： 経験年数： 研修又は訓練の履歴：	監督者の詳細 identify technical supervisor	所属： 氏名： 経験年数： 研修又は訓練の履歴：	<p>参考1 第2章 水分測定手順 書:p93</p>
測定者の詳細 identify persons responsible for testing	所属： 氏名： 経験年数： 教育・訓練又は研修の履歴：									
監督者の詳細 identify technical supervisor	所属： 氏名： 経験年数： 教育・訓練又は研修の履歴：									
測定者の詳細 identify persons responsible for testing	所属： 氏名： 経験年数： 研修又は訓練の履歴：									
監督者の詳細 identify technical supervisor	所属： 氏名： 経験年数： 研修又は訓練の履歴：									
<p>6. 記録の保管等／keeping of records</p> <p>液状化物質の所在地を管轄する地方運輸局長の要求に応じ提出できるよう、次の記録を保管し管理する。</p> <p>Records of the following activities addressed in the procedure for testing shall be kept and made available to the competent authority of the port of loading upon request:</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>教育・訓練又は研修の記録</u> <p>Training</p>	<p>6. 記録の保管等／keeping of records</p> <p>液状化物質の所在地を管轄する地方運輸局長の要求に応じ提出できるよう、次の記録を保管し管理する。</p> <p>Records of the following activities addressed in the procedure for testing shall be kept and made available to the competent authority of the port of loading upon request:</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>訓練又は研修の記録</u> <p>Training</p>	<p>参考1 第3章 水分測定手順 書:p94</p>								
<p>7. 水分値の管理者及び関係者に関する<u>教育・訓練又は研修</u>／training of person concerned for controlling moisture content</p>	<p>7. 水分値の管理者及び関係者に関する<u>教育訓練</u>／training of person concerned for controlling moisture content</p>	<p>参考1 第4章 液状化物質を管理するための手順書:p97</p>								

<p>9. 記録の保管等／keeping records for controlling the moisture content</p> <p>液状化物質の所在地を管轄する地方運輸局長の要求に応じ提出できるよう、次の記録を保管し管理する。</p> <p>Records of the following activities addressed in the procedure for testing shall be kept and made available to the competent authority of the port of loading upon request:</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>教育・訓練又は研修の記録</u> <p>Training</p>	<p>9. 記録の保管等／keeping records for controlling the moisture content</p> <p>液状化物質の所在地を管轄する地方運輸局長の要求に応じ提出できるよう、次の記録を保管し管理する。</p> <p>Records of the following activities addressed in the procedure for testing shall be kept and made available to the competent authority of the port of loading upon request:</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>訓練・研修の記録</u> <p>Training</p>	<p>参考1 第4章 液状化物質を管理するための手順書:p97</p>
--	--	---

